

我が国のラムサール条約湿地における特徴的な取組 ～ 国別報告書における記載 ～

- ◆ **ラムサール条約湿地関係地方公共団体（28道都県85市区町村）のネットワーク**
 - ・ 学習交流会等の定期開催により、活動内容の縦横展開を図る他国にはない国・地方の連携協力
 - ・ 登録湿地を“地域の宝”として管理、環境保全活動の中核として活用
- ◆ **水田決議（COP10（2008年）日本と韓国の共同提案）の履行**
 - ・ 生物多様性・湿地保全における水田の重要性を認識、持続可能な農法の特定を奨励
 - ・ 関係省庁及びNGOがこれまでに「水田決議円卓準備会議」を103回開催し、決議の履行促進を図る
- ◆ **気候変動対策としての湿地・干潟の保全**
ブルーカーボン生態系（海草・海藻藻場）のCO₂吸収量の新規算定、国連への報告（世界初）
- ◆ **民間等による保全の取組への支援・動機付け**
OECD促進のための自然共生サイトの認定 ※今後活動促進への活用を検討
- ◆ **条約の国際基準6（水鳥の特別基準）のための調査研究支援**
国際湿地保全連合（WI）への拠出によるアジア地域での情報の拡充
- ◆ **ユース団体の活躍**
国内で活動するユース団体「Team Spoon」による条約のユース作業部会への参加等
- ◆ **ラムサール条約湿地を活用した環境教育の推進**
 - ・ COP決議に基づき、環境教育推進に係る課題やニーズを調査（2023年度）により抽出
 - ・ COP15（2025年）において、国内における優良事例の紹介を予定